

ホームページ公開用

平成30年6月6日 臨時教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成30年6月6日(水) 15時05分～17時13分

・教育委員会室

2 出席者

教育長	安福正寿	事務局職員	
委員	野原正美	副教育長	内木 禎
委員	竹中裕紀	教育次長	堀 貴雄
委員	近藤恵里	義務教育総括監	服部和也
(稲本正委員、森口祐子委員は欠席)		総合教育センター長兼教育研修課長	坂井和裕
		教育総務課長	平野孝之
		教育総務課教育主管(高校)	高橋宗彦
		教育総務課教育主管(義務)	早川 剛
		教育管理課長	松田直樹
		教育財務課長	柴田雅道
		教職員課長	北岡龍也
		教職員課福利厚生室長	若野 明
		教職員課教育主管(義務)	古田秀人
		教職員課教育主管(高校)	大坪一才恵
		学校安全課長	片桐基晴
		学校支援課長	古賀英一
		特別支援教育課長	松原勝己
		体育健康課長	野田正明

3 議事日程等

報第1号、議第1号及び議第2号について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成30年5月23日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
報第1号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（非公開案件）	
<p>教育に関する事務に係る議案に対する意見について専決で行ったことを報告し、承認された。 本県は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第1号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）	
<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第2号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）	
<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第3号 「懲戒処分の指針」の改正について	
<p>教育管理課長</p>	<p>「懲戒処分の指針」の改正についてお諮りする。</p> <p>今回の指針の改正は、標準的な処分量定の明確化と標準例一覧の改正という内容である。資料15頁に示してあるように、まず、標準的な処分量定の明確化については、主に3点の改正である。1点目は、体罰における処分量定について、児童生徒に負傷に至らない体罰を加えた場合の処分量定を明確にするものである。具体的には、負傷に至らない体罰を加えた場合の標準例を戒告とし、常習的あるいは態様が特に悪質な場合を減給又は停職とするものである。2点目は、現在「免職」を標準的な処分量定として掲げている「麻薬・覚せい剤等の所持又は使用」について、薬物の種類には「大麻、あへん、危険ドラッグ」が含まれること。また、行為には、使用に加え、「譲渡等」も対象になることを明確にするものである。3点目は、故意の秘密漏えいについて、「自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏えいした場合」は、免職とすることを明確にするものである。以上、3点の改正であるが、2点目、3点目については、いずれも知事部局と同様な対応をするものである。その他、指針の中で引用している法令の条文の項ずれ等の修正を併せて行う。</p> <p>続いて、「懲戒処分の指針 標準例一覧」の改正について、説明する。職員の政治的行為の制限についての行為類型に関し、懲戒処分の指針本文と標準例一覧の行為類型の齟齬が起きていたため、新旧一覧にあるように、懲戒処分の指針に合わせるように改正を行うものである。その他、同様に字句の修正や所要の規定の整理を行っている。</p>
<p>教育長</p>	<p>旧の基準でいくと、負傷を負わせた教職員は、体罰として懲戒処分で、負傷を負わせなかった教職員は何も無かったということになっていたのか。</p>
<p>教育管理課長</p>	<p>これは、あくまで標準例であり、ここに記載がないから処分ということではなく、今までも負傷を負わせなかったという場合であっても、例えば、旧の基準で言うと、「ウ児童生徒に対して不適切な指導」というところを参酌して処分をすることは可能であった。</p>

ホームページ公開用

教 育 長	（ 今回は、その「ウ」を作ることによって、負傷と言う言葉は無くても、体罰を加えたということだけで処分をしますよ、ということになるか。 ）
教育管理課 長	（ その通りである。負傷の有無に関わらず、体罰を行った場合には、少なくとも戒告の処分に相当するということである。 ）
教 育 長	（ それとセットで公表の話もお願いする。今までの体罰についての公表、あった場合の公表は、懲戒処分があった場合のみが公表であったということ。 ）
教育管理課 長	（ 今まで、体罰事案の公表については、この懲戒処分の公表基準に委ねられていたが、懲戒処分にならなかった事案は公表されなかったということである。今後は、懲戒処分は懲戒処分できちんと明確化するが、それとは別に体罰事案があれば、それはそれとして公表していくということである。 ）
竹中委員	標準例の一例であるが、今までは「ストライキ又は怠業的行為」であったものが、「政治的団体の結成・勧誘等」に変わったということか。
教育管理課 長	（ 実は、変わったというか、もともと政治的行為については、新の方で掲げているアイウで整理すべきところが、見出しの「政治的行為」とは関係が無いところが少し残っていたということである。こちらはむしろ、違法な職員団体の規制である。それが少し残っていたということで整理をしたところである。 ）
竹中委員	異存はないが、わざわざ付け加えなければならないことには意味があるのだろう。例えば、秘密の漏えいでも、「自己の不正な利益を図る目的で秘密を洩らした職員は免職」と一つ入れないと、やはり判断が分かりにくいということなのか。
教育管理課 長	（ 仰るとおり、今回入れなくてもその事案の状況によっては、当然免職ということも可能であるが、それをより一層明確にすることによって、職員に対してのメッセージの発信ということにもつながっていくと考えている。 ）
野原委員	17頁の「4 施行期日」が明日となっているが、これは、教職員の方にアナウンスされるのか。
教育管理課 長	（ 指針の改正ということで、通知をしていくことになる。職員一人一人まで徹底するような形で通知をする予定である。 ）
教 育 長	議第3号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第4号 教育委員会の点検評価について	
教育総務課 長	（ 教育委員会の点検評価についてお諮りする。 まず初めに、別冊の「議第4号 教育委員会の点検評価について」をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく点検評価であり、事務事業の点検評価の結果報告書をお諮りするものである。併せて、「第2次岐阜県教育ビジョン」平成26～29年度の進捗報告をさせていただく。資料1頁をご覧ください。点検評価の趣旨だが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況につい

て点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとしている。また、この点検及び評価をするにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされている。本県の点検評価については、県の教育行政の方向性や具体的な施策を定めた「教育ビジョン」の進行管理をもって毎年点検評価としている。これまでも毎年、外部有識者からなる、点検評価会議においてご意見をいただいていたが、今年度は「第3次教育ビジョン」を策定中であるため、策定委員会の委員の皆さまにご意見をいただいている。

点検評価の流れとして、教育委員会で審議をしていただいた後に、県議会に報告し公表をする流れになっている。資料2頁以降には、具体的な内容が記載されている。資料2頁及び3頁は、教育委員会の運営に関する活動状況の報告である。資料4頁以降には、第2次教育ビジョンに掲げる具体的な取組みの状況をまとめている。例えば、資料4頁には、教育ビジョンの作成にあたって、基本目標1を掲げ、具体的な方向性を示し、それぞれの具体的な施策を記載している。取組みの状況を点検し、その後の結果確認、評価や課題等をまとめている。具体的なものがずっと続いており、2章、3章はそのような形になっている。資料81頁については、この第2次教育ビジョンについては数値目標を設定しており、この数値目標の状況を、81頁から84頁にかけてまとめている。資料85頁からは、外部有識者の意見を記載しており、今年度は、第3次教育ビジョン策定委員会の委員の皆さまにご意見をいただき、その内容をまとめたものである。以上が、報告書の全体像である。

次に、概要版の別紙資料2をご覧ください。事務事業の点検評価結果報告書の概要版として、教育ビジョンの主な実績を記載しており、ビジョンを作成するにあたり、基本目標を掲げながら取組みを進めている。まず、資料2の1頁には、基本目標1として、確かな学力の育成と多様なニーズに対応した教育の推進を掲げ、様々な取組みの状況を記載している。「1 確かな学力の育成」として、「指導改善説明会」や「学力向上推進会議」等を開催し、学習内容の確実な定着を図る指導に取り組んできた。また、「教科学習Webシステムの構築・運用」を行い、小学校においてシステムの構築及び、平成29年から全面実施をしている。2頁をご覧ください。「2 特別支援教育の充実」については、教職員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許取得の促進や、障がい種ごとの専門的な知識や技能をもった教職員（コア・ティーチャー）の育成に努めた。また、特別支援学校の計画的な整備を進め、昨年平成29年4月には、岐阜清流高等特別支援学校を開校し、翌年平成30年4月には西濃高等特別支援学校を開校したところである。3頁をご覧ください。「3 グローバル社会で活躍できる人材の育成と外国人児童生徒の教育の充実」については、「岐阜県英語教育イノベーション戦略事業」を継続し、小中高連携英語拠点校区事業や、岐阜県英語ふるさと副教材を作成し、配布などを行った。また、スーパーグローバルハイスクール事業として、大垣北高校、関高校を支援している。4頁をご覧ください。「グローバル化に対応した産業教育の推進」として、これも継続的に取組みを進めているが、例えば「農業高校生海外実習派遣事業」等の取組みを継続的に進めている。「4 キャリア教育・産業教育の充実」について、小、中学校では、「キャリア教育実践事例集」を作成し、高等学校では、キャリア教育アドバイザーを計画的に配置した。また、産業教育の充実のため、「専門高校生地域連携推進事業」を専門高校で実施し、その成果を発表会等で普及に努めた。5頁には、県内の専門高校が全国規模の大会等に参加し、成績の良かった学校を紹介している。6頁をご覧ください。「基本目標2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」の「1 いじめ等の問題行動や不登校への対応と教育相談体制の充実」については、文部科学省の年1回のいじめ調査に加え、年2回の県独自調査を実施し、きめ細かな実態把握に努めている。また、「いじめ等の問題行動・不登校に対応する教育相談体制の充実」として、スクールカウンセラーの専門性を活かした組織的な教育相談体制の充実を図った。或いは、教育相談体制の充実として、24時間電話相談「子供SOS24」を実施するなど、いじめの未然防止、早期発見等を支援した。7頁をご覧ください。「2 ふるさと教育・環境教育の推進」については、「ふるさと教育表彰」において、学校の優れたふるさと教育実践

	<p>の顕彰や各実践校の活動報告等を行い、保護者や地域住民、幼児、児童生徒と一緒に、ふるさとへの誇りと愛着を育むことができる機会作りに取り組んだ。次に、「基本目標3 魅力ある教職員の育成と安全・安心な教育環境づくりの推進」の「1 優秀な教職員の確保と教職員の資質能力の向上」については、教員採用選考試験について見直しを図り、該当教科等の教員として必要な能力や専門性を身に付けた教員の採用選考を実施した。8頁をご覧ください。「2 安全・安心な学校づくりと危機管理体制の充実」については、公立学校管理職を対象とした講習会等の実施や全ての公立学校において、年3回以上の「命を守る訓練」の実施等の取組みを進めているところである。次に、「基本目標4 学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進」については、子育て中の親が家庭教育について学ぶ機会の充実を図るため、県内各地域で研修会を開催するとともに、社会全体で子どもたちの学びを支援する取組みを推進している。また、放課後子ども教室を実施する市町村を支援している。「基本目標5 生涯にわたる学習・文化・スポーツの推進」については、子どもたちや地域住民が文化芸術を身近に感じられるようにするため、県社会教育施設において、幅広い年齢層を対象とした各種講座を開催するなどの教育普及活動に取り組んでいる。9頁には、基本目標の他に重点施策という柱も設定している。「重点施策 中長期的な将来を見据えた高等学校の改革」については、平成31年から33年度までの中学校卒業予定者数の急減期を見据えた入学定員の策定と併せて、県立学校活性化に関して引き続き検討を重ねている状況である。補足資料には、先程説明した主な柱について、基本目標と実施状況、取組み状況などを記載しているが、主要となる取組みについての点検状況や見直しを確認していただきたい。見直しについては、今後の第3次教育ビジョンへの反映を検討しなければならないのではないかとという論点でピックアップをし、まとめている。10頁からは、「施策実施目標の達成に向けた方策」として、22指標のうち進捗に課題がある12指標について挙げ、現在の状況と今後の取組みの方向性をそれぞれまとめて記載している。取組みの状況は以上である。報告書においては、第3次教育ビジョン策定委員会で様々な意見をいただき、報告書にまとめながら、本日承認を得た場合には、6月県議会に報告し、公表したいと考えている。</p>
野原委員	<p>資料「議第4号 教育委員会の点検評価について」の2頁に、自身の職業について記載されているが、現在無職であるため修正していただきたい。</p>
教育総務課長	<p>修正させていただく。</p>
竹中委員	<p>目標値に対する結果が記載されており、岐阜県としてやるべきことはやり、このような結果になっているが、全国と指標で比べてるようなやり方というのは客観的に少ない。例えば、英検については、データを取り共有化しているところがあれば、参考値を記載すると良い。また、目標値を高く定めているが、全て未達になってしまうのではないのか。未達ばかりのため、全体的に全国平均があると更に分かりやすい。以前は、数学や国語の全国平均があったため、比較論が多くあると良いのではないかと感じた。</p>
教育総務課長	<p>岐阜県だけを見ると、評価できない部分も多くある。しかし、指標によっては、全国調査を参考にし、指標を定めているものもあり、他県との比較が可能である。第2次教育ビジョンは5年で終わるが、第3次教育ビジョンに向け、指標の選定も含めて注視していきたい。</p>
野原委員	<p>教育ビジョンであるため、教育委員会から点検評価を報告・提出をされるが、別紙2、8頁をみると、環境生活政策課や文化伝承課、本文の中には子ども家庭課等の知事部局の課の結果報告もしなければならない。話し合いや交流はとれているのか。</p>

ホームページ公開用

<p>教育総務課長</p>	<p>法律で教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行について点検評価をすることとなっているが、指摘のあった件については、点検評価を教育ビジョンの検証をもって変えるということまで行っていた。その間の知事部局との事務のやり取りについては、これまでと若干姿が変わっているが、あくまでも教育ビジョンとのことで、これまで知事部局で所管している業務については、第2次教育ビジョンを含めて点検評価を行っている。点検評価にあたっては、知事部局の主管課と連携をとり、現在の進捗状況も含め聞き取りをしながら進めている。第3次教育ビジョンをどのようなかたちにしていくのかは議論していただくことになるが、第2次教育ビジョン及び本日の点検評価については、知事部局から十分な情報を得たうえでまとめている。</p>
<p>野原委員</p>	<p>もしかしたら、第3次教育ビジョンを策定していくうえで省くという考えになる可能性もあるのか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>第3次教育ビジョンの形については、これから策定委員会で議論していただくが、これまでの継続性もあるため、いきなり家庭教育や社会教育を無くすことはしづらい部分であると考え。度合いについては、ある程度考えるべきところがあるのではないかとと思うが、ある程度の柱建ての中には知事部局で所管しているものも、岐阜県としての教育ビジョンという形を出すため、あくまでもクレジットが岐阜県であればある程度そこは触れていくものではないかと考える。</p>
<p>副教育長</p>	<p>補足説明をさせていただく。今回お示ししているものは、事務事業の点検評価報告書だが、根拠は「地方教育行政の組織の運営に関する法律」に基づいて行うものである。その法律上、教育委員会の権限の属するとされているものは全てここに網羅してお示しするルールである。従って、岐阜県の場合は教育委員会の権限から知事部局に多くの業務が移管しているが、あくまでも法律をベースに教育委員会の職務権限に属すると規定されているものについては、今後も継続して事務事業の点検評価報告書の中では出していくことになるのではないかと考えている。第3次教育ビジョンでどういう形としていくのかについては、別で検討をしていくことになるかと考えている。</p>
<p>野原委員</p>	<p>切り捨ててしまったというイメージが湧いたため、心配になった。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>大変良くまとめられている。資料4頁の基本目標の下枠に「確かな学力」を育成することは・・・と記載されているが、子どもたちの将来にとっても大変良い内容である。一人一人に応じたきめ細かな教育を行うことにより、落ちこぼれる子を無くすることができるのではないかと感じた。また、資料5頁の「取組みによる成果と課題」に、授業において、学習の内容を理解できない児童生徒がそのまま次の学習に進むことがないようにきめ細かに対応しなければならないといった内容が記載されているが、まさにそのとおりである。それが第3次教育ビジョンに繋がるのではないかとと思うが、とても難しい課題である。その辺りが、次のビジョンを策定する際に、あやふやになったり、枝葉末節に入ったりしないようにしていただきたい。例えば、一人一人ついて来れない時に、どうやってやるのかといったことに焦点を当てるなど、次やる時には、重たい所にしっかりと焦点を当てていただきたい。</p>
<p>教育長</p>	<p>議第4号について、挙手により採決する。</p>
<p>教育長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p>事務局報告（その他）</p>	

ホームページ公開用

(1) 平成30年度教育委員行事予定について

教育総務課
長

資料35頁をご覧ください。今後の行事として、6月18日に定例教育委員会、7月9日に定例教育委員会と午前中に県内視察が予定されている。場所は中学校を予定しており、調整中であるため再度ご案内させていただく。定例教育委員会が始まる前に、教育ビジョン策定委員会の委員長から進捗状況について報告させていただき、委員の皆さまにご意見をいただける場を設けたいと考えている。今後の行事日程は、決定次第連絡させていただく。

閉会

17時13分、閉会を宣言する。